

第4章

笑顔とふれあいで、
ともに支えあう健康福祉の島



第1節

子どもを産み、育てやすい環境づくり

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
ファミリーサポートセンター会員数	257 人	300 人
保育サービスの充実 (病後時保育への取り組み)	0 施設	1 施設
乳幼児健康診査、妊婦健康診査の向上	89.7%	95%

現状と課題

全国的な少子化傾向は着実に進行しており、出生率 13 年連続全国 1 位の沖縄県においても年々低下しています。本市における出生率は過去 5 年間ほぼ横ばいで推移していますが、児童生徒数では毎年減少し続けており、少子化傾向が現れています。こうした中、本市の目指す島づくりの実現には、人口増加と定住の促進が重要課題であり、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた取り組みが必要です。

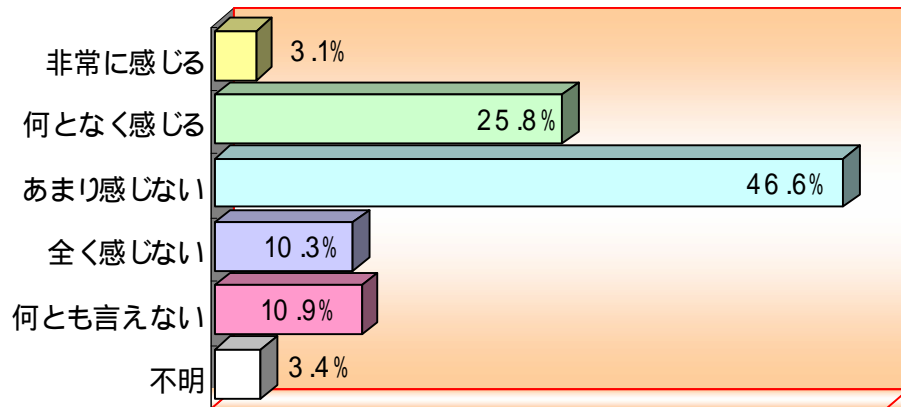
子育てに関わる保護者及び未婚の若年者(18~26歳)を対象にしたアンケートによると、「子育てに関して、不安感や負担感など」を「感じない」と答えた方(就学前児童・小学校児童の保護者)が約6割、「感じる」と答えた方の約3割を大きく上回っており、全般的に本市は子育てがしやすいと評価されています。子育てに不安等を感じるか否かについては、子育てを支援する親や知り合いの存在が大きな要因となっており、核家族化、島外出身者の増加、女性の社会進出等による子育て環境の変化が背景にあるものと思われます。

今後は育児の不安を解消し、安心して子育てができるように、家族や地域の協力体制づくりや行政による支援体制の整備、ユニバーサルデザインによるまちづくり等に努める必要があります。

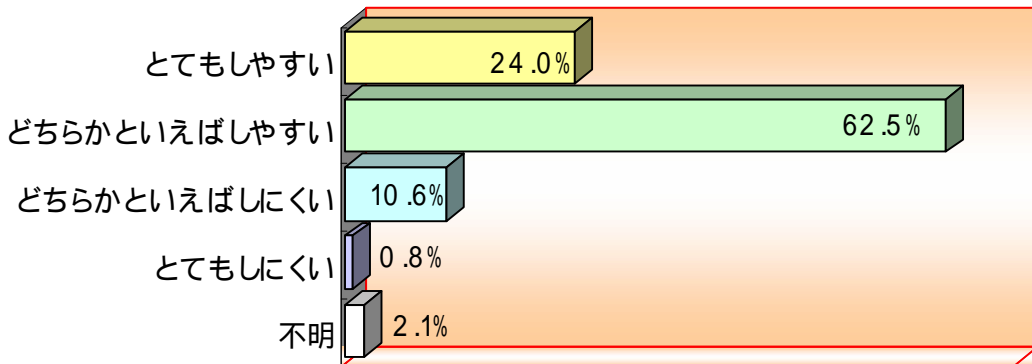
第4章

笑顔とふれあいで、
ともに支えあう健康福祉の島

子育てに関して、不安や負担などを感じるか



居住地域は子育てしやすいか



【出典：宮古島市次世代育成支援行動計画】

本市には、市立保育所 12 カ所、認可保育所 9 カ所、認可外保育所 15 カ所の保育所があります。そのうち、市立・認可保育所では、通常の 11 時間保育に加え、一部保育所で延長保育・一時保育も行われています。近年、家庭や社会の変容等、子育てを取り巻く環境の変化に伴い、保育ニーズが多種・多様化しています。



今後は、延長保育・一時保育の実施保育所の増加を進めるとともに、保護者の就労形態の多様化（パートタイム労働者の増大等）や農村地域における農繁期のニーズに対応できるよう取り組む必要があります。また、障がい児保育についても、身近な地域での保育が可能となるよう保育事業の拡充を図る必要があります。

近年、児童虐待が大きな社会問題となっており、本市においても児童虐待の発生が報告されています。虐待の発生件数は、平成 17 年度に 24 件、平成 18 年度に 27 件発生しています。また虐待の内容が深刻化しているケースや、虐待発生に至る背景が複雑なケースもあり、解決が容易ではない案件が多くなっています。

今後は、相談事業の充実強化により、虐待の未然防止、早期発見及び迅速な保護に努めるとともに、虐待を受けた子どもやその保護者をケアする取り組みの強化が必要です。また保護者の養育力を高めることが虐待の未然防止につながることから、養育力の向上支援、虐待防止の意識啓発や通告先・通告方法の周知、要保護児童対策地域協議会の周知に努める必要があります。

宮古島市における虐待発生件数

種別 年度別	身体的	ネグレクト	心理的	性的	計
平成 17 年度	11	12	0	1	24
平成 18 年度	11	15	1	0	27

【出典：児童家庭課】

第4章

笑顔とふれあいで、
ともに支えあう健康福祉の島

施策の 基本方針 1

親が就労しながらも安心して子どもを産み、育児ができるよう、家庭、学校及び地域社会の連携による地域ぐるみの子育て支援の充実強化を図ります。

施策の推進

- 家庭や地域が一体となって教育力の向上に努めます。
- 子どもと保護者の健康づくりへの取り組みを推進します。
- 子育て相談の充実強化に努めます。
- 食に関する正しい知識の普及を図ります。
- 男女共同参画型社会の推進と育児に関する制度の普及・啓発に努めます。
- 安全・安心のまちづくりを推進します。
- 子どもを取り巻く有害な環境を改善します。

**施策の
基本方針 2**

乳幼児や児童の一時預り等や相談体制の充実など、親が安心してゆとりをもって子育てができる環境づくりに努めます。

施策の推進

ファミリーサポートセンターの利用促進を図り、会員数の増加に努めます。

児童虐待の未然防止に向けた対策等を強化します。

要保護児童対策地域協議会での情報交換を図り、支援内容に関する協議に取り組みます。

母子父子家庭の自立を促進します。

**施策の
基本方針 3**

多様化する保育ニーズに対応した保育内容の質の向上を図るとともに、幼児や児童が安心して遊べる場の確保に努めます。

施策の推進

一時保育など保育サービスの充実と市民ニーズに応じた新たなサービスの提供を推進します。

児童館など安心して活動できる場の確保を図ります。

障がい児保育の充実など支援に努めます。



第2節

高齢者・障がい者が自立して暮らせる 生活支援の仕組みづくり < 1 高齢者 >

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
介護を必要としない高齢者の増加	80.5%	83.0%

現状と課題

高齢化社会の波が押し寄せる中、本市においても高齢化は着実に進行しており、高齢者のひとり暮らしの世帯も増加しています。こうした中、本市における介護が必要と認定された方の割合は高齢者の 19.5%と沖縄県平均より 3%高いものの、約 8 割の方は介護を必要としない高齢者であることから、「生きがいづくり」「閉じこもりの予防」「近隣でのお互いの見守り」等で住み慣れた地域で暮らし続けるため自助・共助・公助による「安心・安全なまちづくり」が必要です。



【高齢者ピクニック】

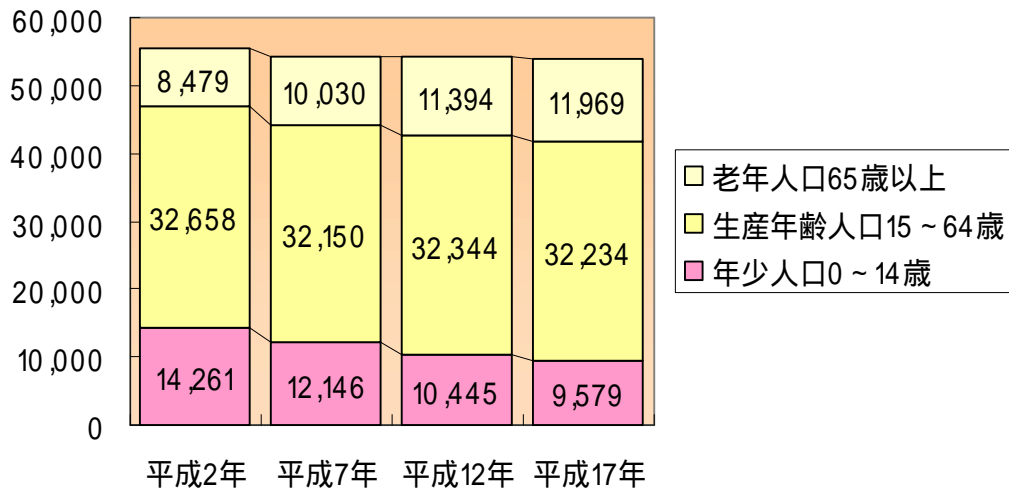
本市においても、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化、家族だけでの介護、高齢者による高齢者介護、高齢者に対する虐待、認知症への対応など様々な問題が生じつつあります。さらに団塊の世代が 65 歳に達する平成 27 年頃から、介護サービス・給付費の急激な増加も見込まれています。こうした中、平成 18 年度より包括支援センターの設置が義務化され、在宅介護と介護予防を重視した地域支援事業が展開されています。

今後は、市民自らが壮年期からの健康づくりが介護予防につながることを認識できるように情報提供を積極的に進め、生活や地域に密着した介護予防・生き甲斐づくりなどの支援体制を確立することが必要です。

第4章

笑顔とふれあいで
ともに支えあう健康福祉の島

年齢 3 区分別人口の推移



【出典：国勢調査（平成 17 年）】

施策の
基本方針

1

高齢者の積極的な社会参加を図るため、高齢者がこれまで培ってきた生活の知恵や子育て経験を世代間交流を通して伝えていくなど、社会に貢献している充実感が実感できるような環境づくりを進めます。

施策の推進

子ども会、青年会、婦人会などとの異世代交流による「生きがい」づくりを推進します。

老人クラブ活動など、積極的に社会参加が図れるシステムの構築に努めます。

学習機会の拡充と各種講座などの学習情報の周知を図り、生涯学習を推進します。

第4章

笑顔とふれあいで
ともに支えあう健康福祉の島

施策の 基本方針 2

介護保険事業の円滑な推進や総合的な保健・福祉の拠点整備を図るとともに、住み慣れた地域で、家族とともに自立した生活ができるよう、日常生活における支援サービスの充実を図ります。

施策の推進

住み慣れた地域で支える包括的支援サービスを推進します。
若年層の健康づくりに向けた意識の啓発に努めます。

施策の 基本方針 3

ひとり暮らしの高齢者に対するケアの充実に努め、地域ぐるみで相互に自立してともに支え合う仕組みをつくりま

施策の推進

住み慣れた地域で、家族とともに自立した生活ができるよう、地域づくり、地域福祉支援団体への支援を行います。

市民、民間、NPO、ボランティア団体及び行政の協働により、きめ細かなサービス提供と人材育成に努めます。

高齢者が役割をもって社会で活躍できるような、自助・共助・公助を醸し出すまちづくりを推進します。



【城辺地区ひとり暮らし老人激励会】

第2節

高齢者・障がい者が自立して暮らせる 生活支援の仕組みづくり < 2 障がい者(児) >

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
福祉施設入所者の地域生活への移行	126 人	120 人(4.8%減)

現状と課題

本市における障害者手帳の交付件数は年々増加傾向にあります。増加の要因として、身体障がい者については、高齢化や中高年層の生活習慣病による中枢神経機能障害の後遺症等の増加が、また知的障がい者については、従来健常者として扱われていたことが顕在化したためと考えられます。さらに、複雑化する現代社会のストレス等が起因すると考えられる精神障がい者の増加も挙げられます。

今後は、障がいの予防、早期発見、早期治療に向けた取り組みや地域における医療・医学的リハビリテーション体制や療育支援体制を確立し、障がい者のクオリティ・オブ・ライフ¹を高めることが必要です。

1 クオリティ・オブ・ライフ.....一般に人の生活の質、すなわちある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることができるかを計るための尺度として働く概念。

障がい別手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
身体障害者手帳所持者	1,940	2,007	2,091	2,144	2,249
療育手帳所持者	279	290	299	319	334
精神障害者保健福祉手帳所持者	91	113	141	205	274

障がいの重度化・重複化、社会状況により多様化する福祉ニーズへの対応が求められている中、障がい者を取り巻く環境は、今なお生活や就労の場において、物理的・制度的・意識的様々な障壁があります。

今後は、ノーマライゼーション²及び共生社会の理念に基づき、障がい者及び障がいに対する理解を深めるための正しい知識の普及啓発活動を推進するとともに、地域の実情や個々のニーズに応じた生活支援の充実を図り、障がい者の自立と共生社会の実現に向けての取り組みが必要です。また、全ての人々が安全で快適な日常生活を営むことができるよう、ユニバーサルデザイン³のまちづくりに努める必要があります。

- 2 ノーマライゼーション……障害を持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できる限り健全者の生活と同じように営めるようにすること。
- 3 ユニバーサルデザイン……「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

施策の 基本方針

1

障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう、日常生活における支援サービスの充実を図ります。

施策の推進

ボランティア活動推進校の支援や、ボランティア養成研修会や情報誌の発行など、ボランティア活動を推進します。

障がい者のニーズや地域の実情を踏まえ、地域での生活を支援するサービス提供に努めます。

障がい者に対する各種給付や助成制度の周知・広報に努め、経済的負担の軽減に努めます。

各種相談体制と相談機能の充実を図り、障がい者一人ひとりに適切な支援ができるように努めます。

身近な地域での保育が可能となるよう、障がい児保育実施の体制づくりを構築します。

障がい者団体などへの活動支援を行います。

誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備を促進します。

施策の 基本方針 2

心身に障がいがあっても、もてる能力を活かして自立した生活の支援充実を図るとともに、社会参加や療育支援を促進し、障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくりや交流活動の機会充実に努めます。

施策の推進

市民が気軽に参加できるような福祉講座や講演会などを開催し、障がいに対する理解と認識を深めることができるよう取り組みます。

医療機関との連携を強化し、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び早期療育に努めます。

精神デイケアの充実と精神保健相談へのきめ細かな対応を図ります。

判断能力が不十分な障がい者の権利や利益を保護するための取り組みを行います。

スポーツ活動や文化活動等、各種活動を推進します。

公共職業安定所及び関係機関と連携し、障がい者の雇用拡大に向けて企業への理解と協力の働きかけに努めます。

第4章

笑顔とふれあいで
ともに支えあう健康福祉の島

第3節

人と人とのつながりで支える福祉の推進

施策効果をはかる項目	基準値 平成18年度(2006)	目標値 平成23年度(2011)
地域福祉計画の策定	未策定	平成21年度策定

現状と課題

地域福祉を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。その要因は多岐にわたりますが、核家族化及び都市化及び少子高齢化の進行にともなう自治会などの地域組織機能の低下、相互扶助関係の希薄化が指摘されています。

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、全ての人々が人としての尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で暮らせるよう、結いの島の根幹とも言える相互扶助関係の再構築が必要です。そのためには行政と市民と福祉関係団体・企業とが幅広く協働して、保健・医療・福祉サービスの整備及び統合化を図りつつ、個性ある地域社会づくりに向けた福祉活動を推進しなくてはなりません。また、社会的援護を必要とする生活困窮者への自立に向けた支援が必要です。

第4章

笑顔とふれあいで、ともに支えあう健康福祉の島

施策の基本方針

1

行政と関係機関、市民が連携しネットワークづくりに努め、福祉サービスの充実強化を図り、市民の多様なニーズに対応した地域福祉を推進します。

施策の推進

福祉サービスの適切な利用に向け、情報提供やケアマネジメントシステムの充実、相談及び苦情解決体制の整備を推進します。

福祉ボランティアやNPOへの支援、地域福祉活動の拠点整備、地域福祉を推進する人材の養成に努め、社会福祉に関する活動への住民の参加を促進します。

第4節

健やかな生活を支える健康づくりの推進

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
住民健診受診率の向上 (平成 20 年より特定健診)	30%	65%
がん検診等受診率の向上	19%	50%
健康づくりボランティアの育成	107 人	200 人

現状と課題

平成 17 年における沖縄県の平均寿命は、女性がかろうじて全国 1 位を維持しているものの男性は 25 位であり、長寿県沖縄との評価が危うくなっています。

本市における平成 18 年度住民健診受診結果(受診率 30.3%)を見ると、全体の 13%が「異常なし」、すぐに改善すべき「要指導者」が 32%、治療を必要とする「要医療者」は 55%となっており、受診者の約 9 割が「異常あり」と診断されています。特に肥満者の割合は 44.9%と、受診者のうち約 2 人に 1 人は肥満という憂慮すべき事態となっております。

健康は日常生活及び社会生活における基盤であり、生涯にわたる心と体の健康づくりを進めるため、若年期からの日頃の健康づくりに向けた取り組み強化と意識改革が必要です。



【メタボ体操】

本市における疾病等による死亡の最大要因はがんで、平成 18 年は死亡総数 538 人中、がんによる死亡者は 154 人で全体の 28.6%を占め、続いて、心疾患 104 人 19.3%、肺炎・気管支炎 61 人 11.3%となっております。

また、がんで死亡した者の多くは住民健診未受診者であることから、早期発見のためのがん検診を勧奨し、生活習慣（喫煙、食生活、運動等）改善を推進することが必要です。



【血管を守る教室】

第4章

笑顔とふれあいで、
ともに支えあう健康福祉の島

施策の 基本方針 1

市民の健康の保持・増進のために、市民参加型のスポーツイベント等の参加機会の拡充に努めます。

生活習慣病や介護の予防等について、多くの市民が正しい知識と健康づくりの手法を身につけることができるよう、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動を促進します。

施策の推進

市民が安心・気軽に健診を受けることができるよう、健診機関や医療機関と連携による検診体制の整備を図ります。

市民のもとへの出張説明会などを開催し、住民健診やがん検診への受診率向上を図ります。

生活習慣病を予防するための保健指導や健康教育を行います。

定例ウォーキングや各種講習会などの開催により、正しい運動習慣について、知識と実践力の向上に努めます。

食生活に関する知識・技術指導により、栄養改善を推進します。

健康づくり推進員や食生活改善推進員などの育成を図ります。

高齢者向けのイベントを開催し、健康な高齢者づくりに努めます。



【健康を考える宮古人の集い】

第5節

安心して暮らせる医療・救急体制の充実

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
県立宮古病院の早期整備への支援	未整備	H23 年度以内着工
応急手当講習修了者	17.5%	20.0%

現状と課題

本市には、県立宮古病院をはじめ 67 の医療施設があります。その中で宮古島市が運営する宮古休日・夜間救急診療所は、一次救急¹医療における役割を担うとともに、二次救急²医療との連携により、医療の充実に努めています。しかし医療の高度化・専門化が進む一方、本市における医療体制では、医師等の医療・保健要員の常時確保は大変厳しい状況にあります。

また、県立宮古病院は老朽化が著しいため、公的中核医療施設として、早期に整備されることが望まれています。

今後は保健医療の充実を図るため、沖縄県との連携により、医療従事者への継続的支援と安定的確保、医療格差解消等の支援に努める必要があります。

- 1 一次救急……比較的軽症な方を対象とした医療
- 2 二次救急……緊急な治療や入院の必要な重症患者を対象とした医療



第4章

笑顔とふれあいで、
ともに支えあう健康福祉の島

国民健康保険制度は相互扶助の精神に基づき、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしており、住民の医療機会の確保と健康の保持増進に貢献しています。

本市における国民健康保険加入者は年々増加傾向にありますが、その一方で医療を必要とする人の増加や、必要とされる医療が高度化・長期化していることもあり、支出される医療費は増え続け、国民健康保険事業の運営は大変厳しい状況にあります。

市民の健康増進は最優先の課題であり、同事業の健全な運営と医療保険制度を維持するため、市民の健康意識を高め、日々の健康づくりに向けた取り組みを強化する必要があります。

救急車が通報を受けてから現場に到着するまでの時間は、消防庁の指針では平均6分が目安であるとされています。本市での救急車運用はこの指針に沿っていますが、あくまでも平均的な目安であるため、6分以上を要することもあります。したがって救命率向上には、現場に居合わせた市民による救命処置が大きな役割を果たします。

本市では、合併前より救急救命講習会を定期的を開催しており、平成18年度までの講習会修了者は9,700人、心臓に電気ショックを与える救命処置装置（自動体外式除細動器：AED）を用いた講習修了者は5,000人となっています。

今後は、講習会修了者数を本市人口の20%にまで増やすとともに、救急救命士の育成による高規格救急用自動車の運用充実、さらに、公共施設や海水浴場等、人が多く集まる場所へのAED設置に向け取り組む必要があります。



施策の 基本方針

1

どこに住んでいても一定の医療・救急サービスが受けられるよう、医療・救急体制の整備充実を図ります。

施策の推進

乳幼児の健康保持と疾病の早期発見、重症化の回避を図るとともに、少子化対策の一環として、乳幼児医療に対する支援を推進します。

市民を麻疹や風疹等の各種感染症から予防するための支援を推進します。

応急手当普及と啓発を図り、現場に居合わせた市民が適切に手当てできるよう講習会の開催などに努めます。

AED（自動体外式除細動器）の設置充実に向け、公共施設やスポーツ施設、海水浴場等への設置を推進します。

高度救急救命処置と救命率の向上を図るため、救急救命士の育成、確保に努めます。

市民に献血への理解と協力を努め、血液の供給・確保が円滑に進むよう支援します。



第4章

笑顔とふれあいで、
ともに支えあう健康福祉の島

**施策の
基本方針 2**

多様化する住民の医療ニーズに対応するため、宮古休日・夜間救急診療所における一次救急医療の確保に努め、県立宮古病院の整備促進を支援し、各医療機関とのネットワーク化及び専門医療や設備の充実を進め、可能な限り高度な医療を受けることができるような医療体制の確立を図ります。

施策の推進

県立宮古病院と連携し、重症者と軽症者をそれぞれ診療する役割分担を推進します。

沖縄県との連携による充実した離島医療体制の整備拡充を図ります。

**施策の
基本方針 3**

地域情報通信ネットワークを整備し、医療機関と連携して在宅医療や健康アドバイスを行う医療支援体制の強化を図ります。

施策の推進

市民の健康意識の高揚を図り、医療費抑制に努めるとともに、医療費の適正化を推進します。

県立宮古病院や医療機関と連携し、救急医療体制の充実を図ります。